

令和8年度 放課後児童クラブ利用料金補助金のご案内

大江町では、低所得世帯及び多子世帯の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを利用する児童の保護者を対象に利用料の一部を補助しています。

補助対象者に該当する方は、健康福祉課に申請書を提出してください。

	低 所 得 世 帯	多 子 世 帯
1. 補助対象者 (保護者)	・生活保護または教育委員会の <u>準要保護児童</u> の認定を受けている保護者の方(※準要保護児童とは、学用品費や修学旅行費等の就学援助を受けている児童)	・兄弟姉妹が同時に放課後児童クラブに入所する世帯の保護者の方 ※ <u>所得要件は撤廃されました。</u>
	・保護者及び児童が大江町に住所を有する方	
	・通年または学校が長期休業中の期間、放課後児童クラブを 継続的に利用(一時利用など月数回の利用は対象外) する児童の保護者	
2. 補助内容 (児童1人あたり)	◆生活保護世帯 月額 上限 10,000 円 (基準額 20,000 円)	◆同時入所児童のうち2人目 月額 上限 5,000 円 (基準額 10,000 円)
	◆準要保護世帯 月額 上限 7,000 円 (基準額 14,000 円)	◆同時入所児童のうち3人目以降 月額 上限 10,000 円 (基準額 20,000 円)
	・月額利用料と基準額を比較して、低い方の額の半額を支給します。 ・利用料は、放課後児童クラブが定める利用料から飲食費や交通費等実費負担分を除いた額とします。 ・多子世帯の場合、 兄弟姉妹が同時に利用した月のみ 補助対象となります。	
3. 申請方法	申請期限までに健康福祉課に下記書類を提出してください。 「大江町放課後児童クラブ利用料金補助金交付申請書」 ※申請書は健康福祉課及び大江町 HP に掲載しています。 ※町内の放課後児童クラブを利用している保護者は、放課後児童クラブから利用料の証明書をもらう必要はありません(申請書の同意署名により町とクラブでやり取りします)。 ※令和8年度より「準要保護児童生徒の認定通知書」写しの添付は不要です。 (申請書の同意署名により教育委員会へ照会します)。	
4. 支給予定日	令和8年 4月～9月分	令和8年 10月以降支払予定
	令和8年 10月～令和9年 3月分	令和9年 4月以降支払予定
5. その他	・申請者及びその配偶者が町税等を滞納されている方には、補助金は支給されません。 ・いずれの条件にも当てはまる場合は、低所得世帯として扱います。	